

令和 7 年度地域包括支援センター設置・運営について (案)

令和7年度地域包括支援センター設置・運営について（案）

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として、本市が定める地区毎に地域包括支援センターを設置するものです。

下記法人に対し、地域包括支援センター運営業務を委託することについて協議いたします。

1 業務委託予定者

担当地区	東地区
法人名	社会福祉法人 敬友会
代表者	理事長 青木 美貴雄
法人所在地	米沢市大字下新田28番地
センター名	おいたまの郷地域包括支援センター
センター所在地	米沢市大字下新田28番地 特別養護老人ホームおいたまの郷内
センター職員数	5名 (保健師1・社会福祉士2・主任介護支援専門員1・介護支援専門員1)

担当地区	西地区・南地区
法人名	社会福祉法人 米沢市社会福祉協議会
代表者	会長 手塚 宮雄
法人所在地	米沢市西大通一丁目5番60号
センター名	米沢市社会福祉協議会地域包括支援センター
センター所在地	米沢市西大通一丁目5番60号 米沢市すこやかセンター内
センター職員数	8名 (保健師2・社会福祉士2・主任介護支援専門員3・介護支援専門員1)

担当地区	北地区
法人名	社会福祉法人 緑成会
代表者	理事長 渡邊 征男
法人所在地	米沢市広幡町成島2120番地の5
センター名	成島園地域包括支援センター
センター所在地	米沢市広幡町成島2120番地の5 特別養護老人ホーム成島園内
センター職員数	4名（保健師等1・社会福祉士1・主任介護支援専門員2）

担当地区	中地区
法人名	社会福祉法人 米沢弘和会
代表者	理事長 佐藤 博
法人所在地	米沢市大字築沢3046番地
センター名	サンファミリア米沢地域包括支援センター
センター所在地	米沢市塩井町塩野520番地 介護老人保健施設サンファミリア米沢内
センター職員数	4名（保健師等1・社会福祉士2・主任介護支援専門員1）

*センター職員数は、令和7年2月末時点

2 配置職員

(1) 保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門3職種

上記の3職種についてはそれぞれ1名以上、計4名を配置（3職種各1名を配置したうえで重複する職種配置の選択は受託者に一任）。3職種の確保が困難である場合には、これらに準ずる者として、次に掲げる者を配置。

① 「保健師」又はこれに準ずる者

これに準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師をいい、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

② 「社会福祉士」又はこれに準ずる者

これに準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者とする。

③ 「主任介護支援専門員」又はこれに準ずる者

これに準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。

(2) 認知症地域支援推進員

認知症地域支援推進員を1名以上配置する。認知症地域支援推進員は、(1)の職員が兼務して差し支えない。

(3) 統括責任者（センター長）

統括責任者（センター長）を定めるものとする。なお、統括責任者は、配置職員の統括及び適正な業務指導を行うことができる者とし、(1)の職員が兼務することができる。

(4) 専門3職種以外の配置

3職種の配置のほか、その他の職員（介護支援専門員、事務員等）の配置については、受託者の判断で配置可。

3 実施業務

包括的支援事業における地域包括支援センター運営業務

- (1) 総合相談支援業務 (2) 権利擁護業務 (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
(4) 介護予防ケアマネジメント

4 地域支援事業に関する実施協力事業

(1) 包括的支援事業における社会保障充実分事業

- ①在宅医療・介護連携推進事業 ②生活支援体制整備事業 ③認知症総合支援事業
④地域ケア会議推進事業

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

5 地域包括支援センター事業計画

(1) 米沢市地域包括支援センター運営方針

介護保険法第115条の46（地域包括支援センター）の規定に基づき、本市が設置する地域包括支援センターについて、第115条の47第1項（実施の委託）において、包括的支援事業の実施に係る運営方針を示さなければならないとされています。

〔運営方針の主な内容〕

- ①運営方針策定の趣旨 ②地域包括支援センターの意義及び目的 ③設置及び体制
④基本的な考え方及び理念 ⑤業務推進の方針 ⑥実施業務・内容 ⑦事業協力

(2) 地域包括支援センター事業計画作成

介護保険運営協議会にて地域包括支援センター設置・運営の承認を得た後、本市地域包括支援センター運営方針、評価結果等を踏まえ、各地域包括支援センターにおいて作成いたします。事業計画については、全センター共通業務のほか、各センター独自事業等を盛り込んだ内容となります。